



給与条例改正に伴い3月31日差額支給

3月24日、2月県議会最終日に採決が行われ、私たちの給与条例が改正されました。

年度末での改正のため、県からは当初「差額支給は来年度」という提案がありましたが、地公共闘（高教組・岩教組・県職労・事務職組・県医労・岩企労・県教委事務職組で構成）で粘り強く交渉した結果、『3月31日差額支給』を勝ちとりました。

給与支給明細書（職員ポータルからダウンロード）で確認しましょう。

＜今年度の給与条例改定内容＞

- ① 人事委員会勧告にもとづき、若年層に重点を置きながら給与表の水準を引き上げる
- ② 一時金（ボーナス）は期末手当0.05月、勤勉手当0.15月の合計0.20月分支給率を引き上げる
- ③ 16年4月から給与制度の総合的見直しを実施し、給与表を改定する（引き下げ改定）
- ④ 単身赴任手当の基礎額及び加算額を引き上げる

※「給与制度の総合的見直し」と単身赴任手当については次号速報および4月定期情報で詳細をお知らせします。

○本給について

15年4月に遡っての改正のため、15年4月～16年3月までの12ヶ月分の差額が支給になります。

給料・報酬：正規の勤務時間に対する報酬で、条例で定められる給料表による。

給料の調整額：特別支援学校に勤務し、直接教育に携わる教職員に支給。

教職調整額：時間外勤務手当が支給されない代わりに、一律に支給される。給料・報酬の4%支給

＜差額支給の試算額：高校勤務の場合 1ヶ月あたり教職調整額を含む＞

単位：円

号給	改正前	改正後	差額	号給	改正前	改正後	差額
1- 39	230,776	232,648	1,872	2- 35	283,608	285,376	1,768
1- 79	296,296	297,544	1,248	2- 70	369,200	370,448	1,248
1-117	334,256	335,088	832	2-100	416,104	417,040	936
1-142	343,096	343,096	0	2-122	434,616	434,616	0
1-153	346,008	346,008	0	2-137	441,792	441,792	0

※若年層に重点をおいた給料表改正のため、15年度の1-142および2-122以上、再任用者は本給の差額はありせん。

※給料の調整額支給対象者の場合、上記金額に給料の調整額が加算されます。（1-24および2-24以下のみ対象）

○期末・勤勉手当（ボーナス）について

給料・報酬の改正に伴い、6月期末勤勉手当および12月期末勤勉手当の差額が支給されます。また、一時金についても0.2月引上げ改定となり、その差額もあわせての支給となります。

<期末手当>

(給与・報酬+給料の調整額+教職調整額+基礎加算額+扶養手当) × 支給率

<勤勉手当>

(給与・報酬+給料の調整額+教職調整額+基礎加算額) × 支給率

<差額支給の試算額：高校勤務の場合 扶養なし勤務手当は良好(C)で計算> 単位：円

号給	6月期末勤勉手当			12月期末勤勉手当			合計差額
	改正前	改正後	差額	改正前	改正後	差額	
1- 39	433,858	437,378	3,520	468,475	518,805	50,330	53,850
1- 79	583,817	586,276	2,459	630,039	695,423	65,384	67,843
1-117	658,612	660,252	1,640	711,161	783,171	72,010	73,650
1-142	676,031	676,031	0	736,165	801,887	65,722	65,722
1-153	681,768	681,768	0	736,165	808,693	72,528	72,528
2- 35	533,183	536,506	3,323	575,724	636,388	60,664	63,987
2- 70	727,466	729,925	2,459	785,508	865,815	80,307	82,766
2-100	857,494	859,423	1,929	925,911	1,019,422	93,511	95,440
2-122	895,643	895,643	0	967,104	1,062,385	95,281	95,281
2-137	910,431	910,431	0	983,072	1,079,926	96,854	96,854

※給料の調整額支給対象者の場合、給料の調整額が含まれるため金額が異なります。

○手当について

給料・報酬の改正に伴い、定時制・通信制教育手当と産業教育手当の差額が支給されます。

定時制・通信制教育手当：教諭、養護教諭、実習教諭等に8%支給

産業教育手当：工業・農業・水産科の教諭、実習教諭等に8%支給（但し、定通手当併用者は4%）

<差額支給の試算額：1ヶ月あたり>

単位：円

号給	改正前	改正後	差額	号給	改正前	改正後	差額
1- 39	17,752	17,896	144	2- 35	21,816	21,952	136
1- 79	22,792	22,888	96	2- 70	28,400	28,496	96
1-117	25,712	25,776	64	2-100	32,008	32,080	72
1-142	26,392	26,392	0	2-122	33,432	33,432	0
1-153	26,616	26,616	0	2-137	33,984	33,984	0

※若年層に重点をおいた給料表改正のため、15年度の1-142および2-122以上、再任用者は手当の差額はありません。